

5. 特養の建物所有要件に係る規制緩和

(1) 現行制度

- 社会福祉法人が特別養護老人ホームを経営する場合は、利用者の権利・生命・安全に関わる施設の性格から事業の持続性・財務の健全性・財産的基礎が必要であり、建物は自己所有又は国・地方公共団体から貸与・使用許可を受けていることが原則。
- ただし、土地については民間からの貸与が可能であり、建物については、サテライト型地域密着型特別養護老人ホームの場合、民間からの貸与が可能。

(2) 見直しの方向性について

- 今般、一億総活躍国民会議で取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」の「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策として、用地確保が困難な都市部等において、施設に係る規制を緩和することにより介護施設等の整備を促進する、とされたことから、特別養護老人ホームの建物所有要件の緩和を行うこととした。
- 具体的には、社会福祉法人が特別養護老人ホームを設置しようとする場合について、土地の取得が困難な都市部地域（以下「都市部地域」という。）に限り、一定の要件を満たす社会福祉法人については、特別養護老人ホームの建物について、国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けても差し支えないこととする。
- なお、都市部地域の範囲、一定の要件については、今後検討を行う予定である。

（参考）サテライト型地域密着型特養における民間からの建物賃借の要件

- ・ 事業存続に必要な期間の賃借権を設定・登記
- ・ 賃借料が適正水準以下
- ・ 安定的に賃借料を支払い得る財源の確保
- ・ 賃借料・財源が收支予算書に適正に計上
- ・ 貸与建物の定員合計が、社会福祉法人が経営する入所施設の定員合計の半分以下

(3) その他

- 施行については、今後、パブリックコメント等を行った後に速やかに実施する予定。

6. 介護休業制度について

◆◆◆ 介護のための両立支援制度 ◆◆◆

① 介護休業（法第 11 条～第 15 条）

労働者は、事業主に申し出ることにより、対象家族 1 人につき、要介護状態に至るごとに 1 回、通算して 93 日まで、介護休業をすることができます。

- 「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。
- 「対象家族」とは、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、労働者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。）、配偶者の父母です。

<対象となる労働者>

- 原則として要介護状態の家族を介護する全ての男女労働者（日々雇用者を除く。）が対象となります。ただし、勤続 1 年未満の労働者など、一定の労働者については、労使協定がある場合には、対象となりません。
- ～期間雇用者（パート、派遣、契約社員など雇用期間の定めのある労働者）でも、一定の要件を満たす場合は、介護休業をすることができます！！～
期間雇用者の場合、申出時点において以下のいずれにも該当する労働者が対象となります。
① 同一の事業主に引き続き雇用された期間が 1 年以上であること。
② 休業開始日から 93 日を経過する日以降も引き続き雇用されることが見込まれること（93 日経過した日の 1 年後までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者を除く。）。

<手続き>

- 介護休業の申出は、①休業に係る対象家族が要介護状態にあること、②休業開始予定日及び休業終了予定日等を明らかにして、原則として休業開始予定日の 2 週間前までに、書面等により事業主に申し出る必要があります。
- 介護休業の申出があった場合、事業主は、①介護休業申出を受けた旨、②介護休業の開始予定日及び終了予定日、③介護休業を拒む場合には、その旨及びその理由を労働者に速やかに通知しなければなりません。

② 介護のための短時間勤務制度等の措置（法第 23 条第 3 項）

事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度その他の措置（短時間勤務制度等の措置）を講じなければなりません。

- 事業主は、短時間勤務制度等の措置として、以下のいずれかの措置を講じなければなりません。
①短時間勤務制度
②フレックスタイム制度
③始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ（時差出勤の制度）
④介護サービスを利用する場合、労働者が負担する費用を助成する制度その他これに準ずる制度
- これらの制度は、要介護状態にある対象家族 1 人につき、介護休業をした日数と合わせて少なくとも 93 日間は利用することができるようになります。

<対象となる労働者>

短時間勤務制度等の措置の対象となる労働者は、日々雇用される労働者以外の全ての男女労働者です。ただし、勤続 1 年未満の労働者と週の所定労働日数が 2 日以下の労働者については、労使協定がある場合には、対象となりません。

<手続き>

短時間勤務制度の適用を受けるための手続きは、基本的に就業規則等の定めによります。
こうした定めについては、事業主は、適用を受けようとする労働者にとって過重な負担を求めるにならないように配慮しつつ、介護休業申出の場合の手続きも参考にしながら適切に定めることが必要です。

③ 介護休暇（法第 16 条の 5、第 16 条の 6）

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者は、事業主に申し出ることにより、対象家族が 1人であれば年に 5 日まで、2 人以上であれば年に 10 日まで、1 日単位で休暇を取得することができます。

- 「その他の世話」とは、ア) 対象家族の介護、イ) 対象家族の通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族に必要な世話をいいます。

<対象となる労働者>

原則として、対象家族を介護する全ての男女労働者（日々雇用者を除く。）が対象となります。ただし、勤続 6 か月未満の労働者と週の所定労働日数が 2 日以下の労働者については、労使協定がある場合には、対象となりません。

<手続き>

介護休暇の申出は、休暇を取得する日や理由等を明らかにして、事業主に申し出る必要があります。介護休暇の利用については緊急を要することが多いことから、当日の電話等の口頭の申出でも取得を認め、書面の提出等を求める場合は、事後となっても差し支えないこととすることが必要です。

④ 法定時間外労働の制限（法第 18 条）

要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者が申し出た場合には、事業主は、1 か月 24 時間、1 年 150 時間を超える時間外労働をさせてはなりません。

<対象となる労働者>

原則として、対象家族の介護を行う全ての男女労働者（日々雇用者を除く。）が対象となります。ただし、勤続 1 年未満の労働者と週の所定労働日数が 2 日以下の労働者については対象となりません。

<手続き>

法定時間外労働の制限の申出は、1 回につき、1 か月以上 1 年以内の期間について、開始予定日と終了予定日等を明らかにして、開始予定日の 1 か月前までに、事業主に申し出る必要があります。また、この申出は何回もすることができます。

⑤ 深夜業の制限（法第 20 条）

要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者が申し出た場合には、事業主は、その労働者を深夜（午後 10 時から午前 5 時まで）において労働させてはなりません。

<対象となる労働者>

原則として、対象家族の介護を行う全ての男女労働者（日々雇用者を除く。）が対象となります。ただし、勤続 1 年未満の労働者など、一定の労働者については対象となりません。

<手続き>

深夜業の制限の申出は、1 回につき、1 か月以上 6 か月以内の期間について、その開始予定日及び終了予定日等を明らかにして、制限開始予定日の 1 か月前までに、事業主に申し出る必要があります。また、この申出は何回もすることができます。

6 転勤に対する配慮（法第26条）

事業主は、労働者に就業場所の変更を伴う配置の変更を行おうとする場合に、その就業場所の変更によって介護が困難になる労働者がいるときは、当該労働者の介護の状況に配慮しなければなりません。

7 不利益取扱いの禁止（法第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2）

事業主は、介護休業など（1）～（5）までの制度の申出や取得を理由として、解雇などの不利益な取扱いをしてはなりません。

「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク

厚生労働省は「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマークを決定しました。

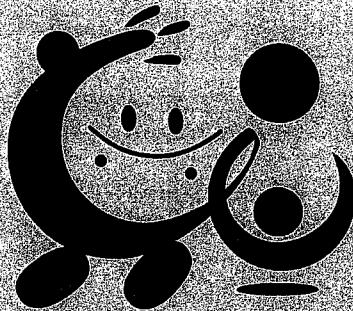
このシンボルマークは仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業がマークの作成趣旨に基づき、「両立支援ひろば」(<https://www.ryouritsu.jp/>)に仕事と介護の両立に関する取組を登録することで利用できます。シンボルマークについての詳細はこちらをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukinrou/ryouritsu/symbol.html

〈マークの解説〉　※マーク制作者のコメント

WORK(仕事)の「W」とCARE(介護)の「C」の文字を組み合わせて、右手を高く上げて充実した仕事をする人が、左手で介護の手を差しのべて、仕事と介護を両立出来る職場環境の明るく元気な姿を、誰にでも一目見てよくわかり、広く親しみ愛されるよう、キャラクター的にデザイン。

赤は仕事と介護の両立支援に燐然(さんぜん)と輝く希望の大陽とみなぎる活力を表現し、これは21世紀をリードする仕事と介護の両立支援が出来る職場環境が力強く飛翔発展する勇姿を象徴したものである。



愛称 トモニン

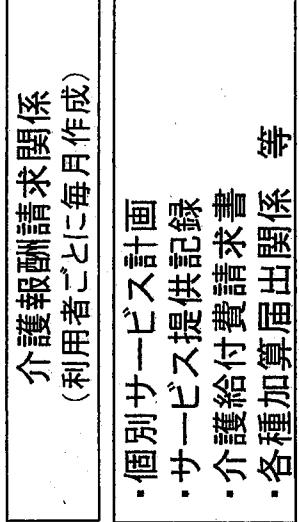
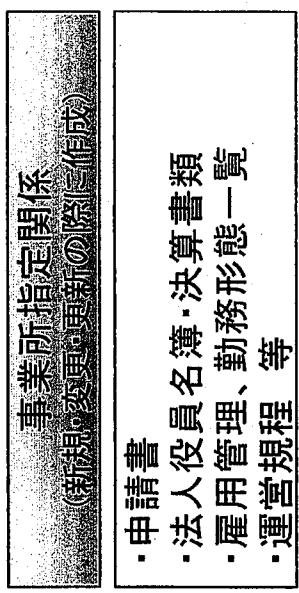
7. 介護事業の生産性向上について

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護サービスを提供するための人材の確保、生産性向上が必要であるが、介護サービス事業所ではサービスに係る記録や書類の電子化が進んでおらず、行政側も指導監査に際し紙媒体で記録の提出を求める事例が多いなど、介護分野ではＩＣＴの活用等による業務効率化が大きな課題である。
- 今般、緊急対策の第3の矢「安心につながる社会保障」（介護離職ゼロ）に直結する対策のひとつとして、介護事業の生産性向上のため、ＩＣＴの活用や作成文書の削減・簡素化による文書量の半減など、事務負担の軽減を推進しつつ、業務プロセスの改善を図ることとした。
- このため、平成28年度概算要求において、「居宅サービス事業所における業務効率（ペーパレス）化促進モデル事業」を計上しているが、平成27年度補正予算においては、これに先駆けて、介護サービス事業所等における一連の業務プロセスで発生している業務量について、ＩＣＴの活用の有無に応じた実態把握及び比較分析を、公募により選定する民間団体に委託して行う。
- 平成27年度及び平成28年度に行うモデル事業から得られた知見を踏まえ、市町村や事業所向けにペーパレス化等による業務効率化に向けた手引きを策定し、お示しする予定であるのでご承知置きいただきたい。
- このように、介護事業の生産性向上に関する検討や各種取組を行っていく予定であるが、各自治体におかれても、いわゆる「e－文書法」も踏まえ、監査等において、書面による保存や押印を求めている事例について、その必要性の有無を再確認し、可能な限り業務効率化を図っていただくようお願いする。

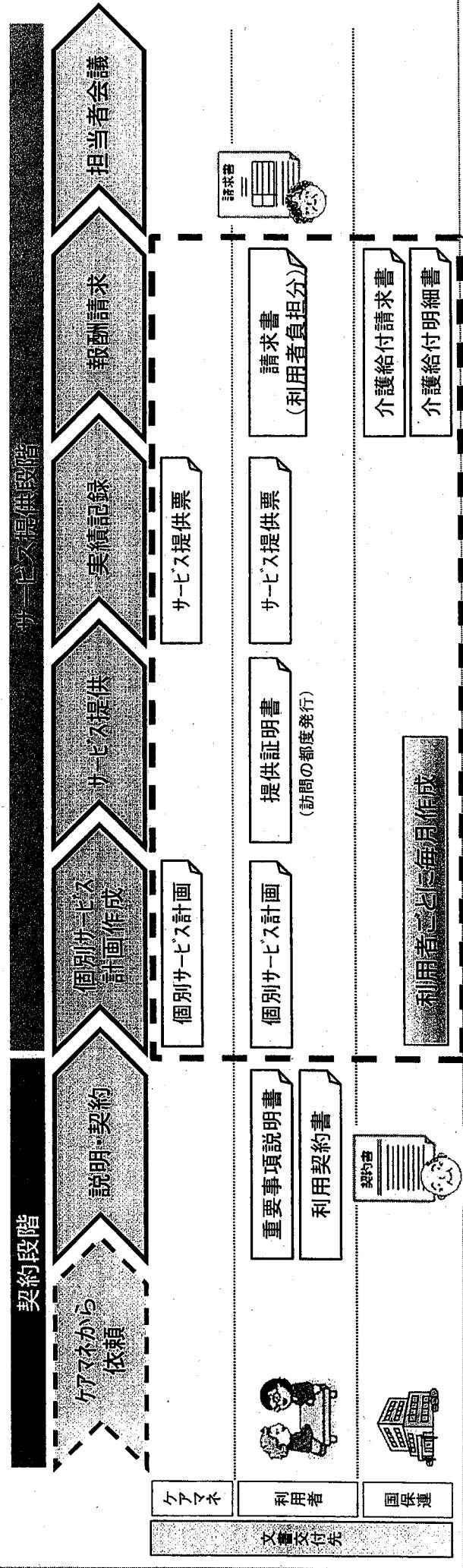
介護保険サービスにおける関係書類

- 介護保険制度では、事業所指定や介護報酬請求にあたって、様々な資料を作成する必要がある。
- 多くの事業所では、これらの資料の多くを書面で作成し、一定期間、保管している。

【介護保険サービスにおける関係書類】



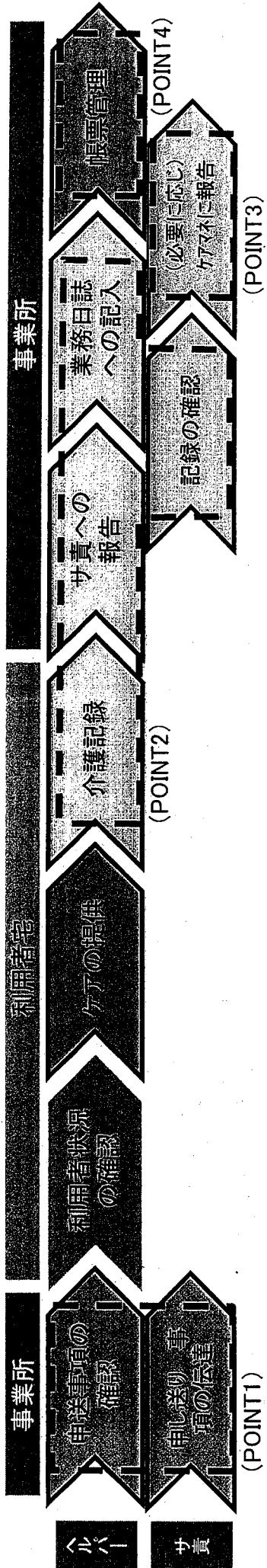
【サービス提供にあたって利用者ごとに作成される関係書類（イメージ）】



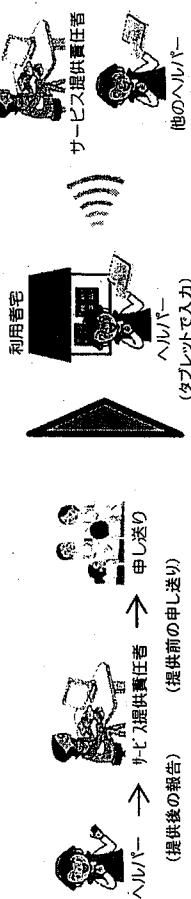
居宅サービスにおけるICTの活用による効率化の実現

- 事業所や職員間の情報共有や帳票管理など、バックオフィス業務には効率化の余地がある。

(例えば、訪問介護事業所における業務の流れ)

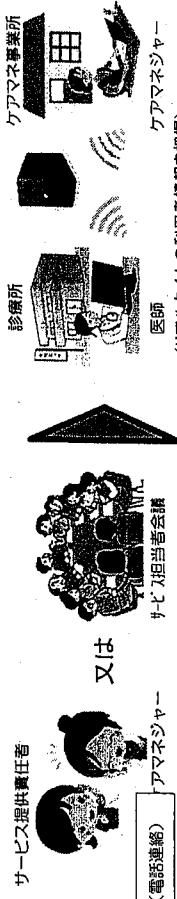


POINT1 サービス提供前の状況把握を可能に



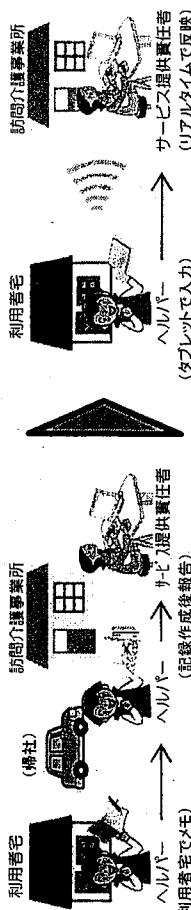
- 複数の担当ヘルパーがいる場合も、遺漏なく申し込みができる
- タブレットの活用により、前回訪問時の情報が利用者宅で確認可能

POINT3 リアルタイムで事業所間の情報共有を可能に



- 関係者が共通サーバーを利用することで、リアルタイムで事業者間の情報共有が可能
- サービス担当者会議のための関係者間の日程調整が不要

POINT2 記録作成時間の省力化を可能に



- タブレットの活用により、帰社した上で再度の記録作成が不要
- Web帳票の活用により、入力によりリアルタイムで情報共有が可能

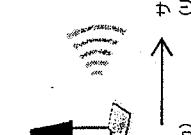
POINT4 紙ベースでの帳票管理を不要に



- ネットワーク化により利用者情報管理が効率化
- 膨大な紙による帳票の保管スペースが必要



(POINT 4)



(POINT 4)

居宅サービス事業所における業務効率（ペーパーレス）化促進モデル事業（先行実施分）

所要額 約6百万円

1. 概要

居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所等におけるICT等の活用による効果的・効率的なサービス提供や事業所間連携を促進し、生産性の向上を加速化することの一環として、ICT技術の活用によるペーパーレス化による効果や課題について分析を行う。

2. 事業内容

(1) 概要

事業所等における日常業務や指定申請・介護報酬請求など、一連のプロセスにおいて発生している業務量について、ICTの活用の有無に応じた実態把握及び比較分析を行う。

(2) ICT活用による比較分析の視点（例）

- ・日常業務における記録等の管理や個別サービス計画策定から介護報酬請求までの一連のプロセス
- ・自治体の指導監査などにおける対応や提出書類
- ・事業所内外の情報連携プロセス

(3) 実施方法 実施主体（調査研究機関）による現地調査

3. 事業の流れ



①委託費補助 ↓↑ ④検証結果報告

委託先（事務局）

- （主な業務）
 - ・居宅サービス事業所における業務実態の把握・比較分析
 - ・報告書作成

②協力依頼
③実態把握、課題分析 →

居宅サービス事業所

- ICTあり
- ICTなし

8. 介護サービス情報公表制度の活用等について

(1) 地域包括支援センター及び生活支援等サービスの公表について

ア 介護サービス情報公表制度の今後の方向性

介護サービス情報公表制度（以下、「情報公表制度」という。）については、「介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会報告書（平成26年3月）（※）」の中で、

- ・ 現在の制度は、介護サービスのみの公表となっているが、今後は地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動が必要であること
 - ・ 情報公表制度（システム）の利活用を促進すべきであること
- などの方向性が示されている。（別紙資料1参照）

（※）報告書は、以下HP参照。

<http://www.espa-jyohokohyoshienjigyo.org/research/index.html>

イ 昨年度の介護保険法等の改正内容

昨年度の介護保険法等の改正では、市町村を中心とした地域包括ケアシステムを構築していく中で、地域で暮らす住民が地域にある社会資源（日常生活に係る相談窓口や困りごとに対する生活支援等サービスなど）を把握し、活用することができるよう、市町村は地域包括支援センターと生活支援等サービスの情報を公表するよう努めなければならないとされた。

（地域包括支援センターに関する情報の公表）

【介護保険法第115条の46第10項】

市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

【介護保険法施行規則第140条の66の3】

法第115条の46第10項に規定する地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- 一 名称及び所在地
- 二 法第115条の47第1項の委託を受けた者である場合はその名称
- 三 営業日及び営業時間
- 四 担当する区域
- 五 職員の職種及び員数
- 六 事業の内容及び活動実績
- 七 その他市町村が必要と認める事項

(生活支援等に関する情報の公表)

【老人福祉法第12条の3】

市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた当該生活支援等を行う者が行う生活支援等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、公表を行うよう努めなければならない。

※生活支援等…心身の状況の把握その他の65歳以上の者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。

【老人福祉法施行規則第1条の8の2】

法第12条の3に規定する厚生労働省令で定める情報は、生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地、生活支援等の実施日及び実施時間、生活支援等を実施する区域並びに生活支援等の内容及び利用料その他の市町村が適当と認める情報とする。

ウ 介護サービス情報公表システムの活用について

- 地域包括支援センター及び介護保険外サービスも含めた生活支援等サービスの情報を市町村が公表するに際しては、介護サービス情報公表システムを改修の上、平成27年10月から市町村が直接当該システムを使用して公表することを可能としたところである。（別紙資料2参照）
- しかしながら、平成27年12月現在、地域包括支援センターの情報を公表している市町村は85市町村、生活支援等サービスの情報を公表している市町村は11市町村という状況であることから、市町村においては、介護保険法等の改正の趣旨を踏まえ、介護サービス情報公表システムを活用して地域包括支援センター及び生活支援等サービスの情報の公表に努めていただきたい。
- 「生活支援等サービス」については、介護保険外サービスだけでなく、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられるサービス（多様化されたものを含む）についても、「生活支援等サービス」の中で市町村において公表できる枠組みとしていることから、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を推進する意味でも積極的に公表に努めていただきたい。
- また、地域包括支援センター及び生活支援等サービスの情報の公表については、市町村担当者による公表を基本としつつ、具体的な入力等の作業について地域包括支援センター職員や生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）も行うことができる枠組みとしている。
- 平成27年10月から介護サービス情報公表システムでは、登録された地域包括支援センター及び生活支援等サービスを地図上に分かりやすく表示させることが可能であることから、例えばケアマネジャーにおいても当該システムを活用

することにより地域の介護保険外のサービスも含めた情報を把握し、ケアプランを作成するといったことも考えられることから、積極的に情報を公表するようにしていただきたい。

(2) 働く家族等も含めた相談体制の充実・情報提供について

- 地域包括支援センターは、介護サービスの利用に係る相談も含め、高齢者、住民の各種相談を本人、家族等から幅広く受け付け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことから、介護離職ゼロに資する地域の相談窓口であると考えている。
- このため、介護サービス情報公表システムでは、地域包括支援センターの所在地や営業日だけでなく、事業内容や地域包括支援センターの特色まで公表できる仕組みとしており、高齢者や働く家族等がお住まいの地域の地域包括支援センターの情報を入手することが可能である。
- 各市町村におかれては、介護サービス情報公表システムを活用し、地域包括支援センターの情報を公表するよう努めていただき、地域の相談窓口としての地域包括支援センターが活用できるよう情報の充実に努めていただきたい。
- また、介護をしながら働く家族から介護保険制度の仕組みや具体的な利用方法について充分な情報が得られないという声や土日祝日において介護に関する相談がしやすい体制づくりを求める声もあることから、例えば月1回、市町村の窓口や地域包括支援センターが交代制で土日祝日の開所を行うなど、地域における働く家族に対する相談体制や制度等の周知・広報の充実についても検討していただきたい。各市町村等に対する依頼は、別途改めて、通知等で各市町村に行う予定である。
- なお、介護保険制度や介護休業制度等の内容を盛り込んだ家族向けパンフレットの作成や「介護離職ゼロ」に向けた介護保険制度及び介護休業制度等の周知を図るべく、厚生労働省ホームページ上の関連情報にアクセスしやすくするよう見直しを行う予定である。

介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会報告書 概要

- 本検討会の目的
介護サービス情報の公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の現状と課題を把握するとともに、2025年を目指とした地域包括ケアシステム構築へ向けた取組の推進に向けて、今後の情報公表制度の利活用方策について検討を行う。

1. 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

- 地域包括ケアシステムの実現を情報提供の面から推進するため、介護サービスとともに、その他の多様な地域資源の情報などを一元化し、介護サービス情報公表システムを活用して、地域包括ケアシステムに関連する情報を一体的に発信すべき

方 向 性

- 高齢者の総合相談から介護センター等の利用の起點となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

2. 利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

- 本制度がより利用者の介護サービス選択を支援できる制度となるため、前回の制度改革で都道府県の裁量で公表を行うことのできる情報が追加されたことや、関連する他施策の動向等を踏まえ、利用者のサービス選択を支援する情報の充実や提供方法の改善を図るべき

方 向 性

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・サービス選択を支援する機能の充実（事業所の特色的な充実、比較・検討するための情報提供方法の改善等）
 - ・従業者に関する情報提供の円滑な実施
 - ・キャリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

※その他、提供されるサービスの透明性確保の観点から、情報公表制度を活用して法定外の宿泊サービスの情報を公表

3. 情報公表制度の利活用を促進

- 国民の求める情報や介護等が必要となる利用者層は、時代とともに変化し入れ替わっていくことを踏まえ、現役世代を含めた制度の継続的な普及・啓発と情報公表システムの定期的な見直しを行っていくべき

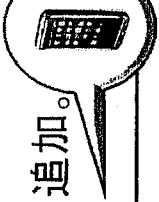
方 向 性

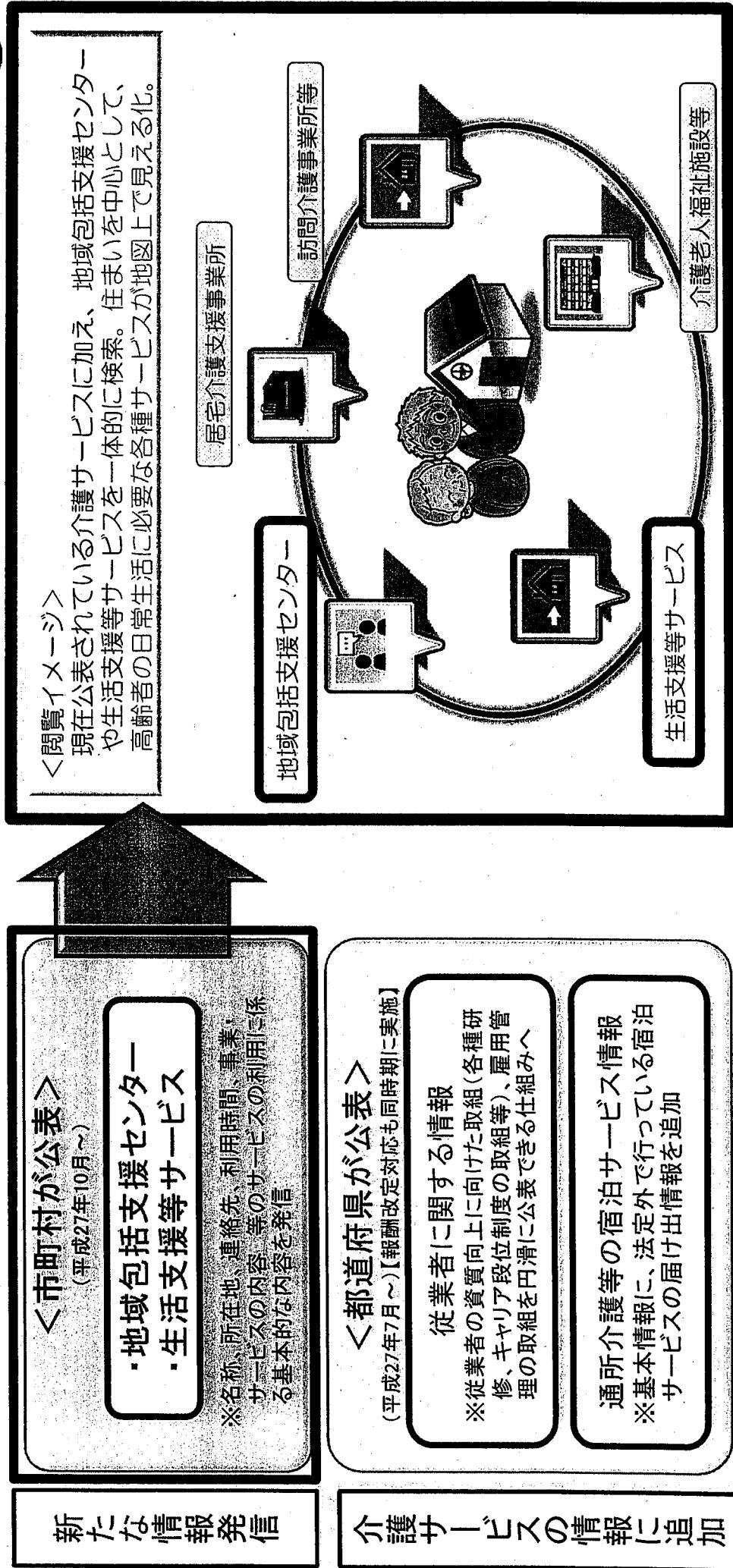
- 繼続的な普及・啓発の推進
 - ・サービス利用手続の中で行う高齢世代による前からの普及・啓発
 - ・病院待合室や市役所窓口等で行う高齢世代における情報公表システムの利用支援
 - ・地域包括支援センターにおけるシステムの構築
 - ・時代のニーズに応じたシステムの構築
 - ・情報の見せ方・可視化の工夫
 - ・情報の入口（概要情報）の工夫、スマートフォンの活用、画像・グラフ・チャートの活用等）

これらの方向性に沿った見直しを実施することで、

⇒地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供
⇒事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

介護サービス情報公表制度・システム見直しの全体像(平成27年度～)

- 地域包括システム構築へ向けて、現在公表されている介護サービス事業所に加え、地域包括支援センター及び生活支援等サービスの情報について、本公表制度を活用し、一体的に情報発信を行う。
- 介護人材の確保が重要な中、各事業所における雇用管理制度の取組を推進する観点から、従業者に関する情報公表について、事業所が円滑に公表できるよう見直す。
- 介護報酬改定の内容を反映させると伴に、通所介護等における法定外の宿泊サービスの情報を追加。
- ※全国の介護サービス事業所の情報が、スマートフォンで簡単に閲覧出来るよう専用アプリを開発



地域包括支援センター及び生活支援等サービスに関する情報（平成27年10月～）

- 介護保険法等の改正に伴い、地域で暮らす高齢者の日常生活に必要な支援につなげる機関）
- 地域包括支援センター（高齢者の総合相談から、必要な支援）
- 生活支援等サービス（見守り・安否確認、配食、家事援助、交流の場、外出支援等）
- 情報について、市町村は公表するよう努めることとされた。



当該市町村の取組を支援する観点から、市町村がこれら的情報を公表するに当たつては、現在、全国の介護サービス事業所の情報が公表されている「情報公表システム」を活用できるようにすることで、国民（地域住民）が、高齢者の日常生活に必要となる、介護サービス情報に加え、地域包括支援センター及び生活支援等サービスの情報も一體的に閲覧が可能となる。

【根拠条文：介護保険法】

（地域包括支援センター）
介護保険法第115条の46
市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるとところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

（生活支援等サービス）
老人福祉法第12条の3
市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた当該生活支援等を行う者に行う生活支援等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、公表を行うよう努めなければならない。

①「地域包括支援センター」の公表内容

- 公表する内容は、地域包括支援センターを利用する際の基礎的な情報及び活動実績とし、地域の実情に応じて市町村が追加することができる。
- 情報に変更がない場合は更新は不要とする。

公表項目	
1 センターの名称、所在地、電話番号（必須項目）	
2 運営主体（市町村直當又は受託法人の場合は法人名）	
3 業務日、業務時間、休日の体制	
4 担当区域及びその区域の高齢者人口	
5 職員体制（専門3職種及びその他の職員の配置状況）	
6 事業内容	
7 活動実績（相談件数、地域ケア会議開催件数、その他の活動）	
8 その他（市町村が設定（センターの特色等））	

【根拠条文】

(法第百五十三条の四十六第六十項の厚生労働省令で定めるとき)
第百四十四条の六十六条の二 法第百十五条の四十項の厚生労働省令で定めるときは、概ね一年以内ごとに一回、市町村が適切と認めるときとする。
(地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表内容)
第百四十四条の六十六条の三 法第百十五条の四十項に規定する地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- 一 名称及び所在地
- 二 営業日及び営業時間
- 三 担当する区域
- 四 職員の職種及び員数
- 五 事業の内容及び活動実績
- 六 その他市町村が必要と認める事項
- 七

②「生活支援等サービス」の公表内容

- 公表する内容は、生活支援等サービスを利用する上で、基礎的な情報とし、地域の実情に応じて市町村が追加することができる仕組み。
※新しい総合事業の訪問型、通所型サービス等についても、この中で公表。「総合事業」によるサービスであることが分かるようになります。
- 生活支援等サービスの提供を行う事業者から情報の提供を受け、市町村又は生活支援コーディネーターの判断で公表は隨時行う。

公表項目	
見守り・安否確認	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、対象エリア
配食（+見守り）	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容（メニュー、付加サービス等）、サービス提供日及び時間、対象エリア、料金体系
家事援助	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、サービス提供日及び時間、対象エリア、料金体系
交流の場・通いの場	名称、所在地、電話番号、対象者、活動内容、運営日及び時間、定員、料金体系、送迎の有無、対象エリア
介護者支援	名称、所在地、電話番号、対象者、活動内容、開催内容、料金体系、対象エリア
外出支援	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、サービス提供日及び時間、対象エリア、料金体系
多機能型拠点	名称、所在地、電話番号、対象者、活動内容、運営日及び時間、定員、料金体系、送迎の有無、対象エリア
その他市町村が適当と認めるサービス	市町村が適当と認める情報

※「その他市町村が適当と認めるサービス」において、コンビニなどによる健康増進・生活支援・介護予防サービスの多機能拠点の情報を公表することを可能とする。(日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)において、当該拠点の情報を提供する仕組みを構築することが位置づけられている)

【参考条文】

(法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報)
第一條の八の二 法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報は、生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地、生活支援等の実施日及び実施時間、生活支援等を実施する区域並びに生活支援等の内容及び利用料その他の市町村が必要と認める情報とする。

(参考)「生活支援等サービス」の説明

サービス	説明
見守り・安否確認	地域の自治会や町内会、民間事業者等による高齢者の安否確認や見守りを家事支援等と共にに行うサービスです。また、安否確認には緊急時に通報できるサービスも含まれております。
配食（+見守り）	配食だけでなく、訪問時に安否確認や見守りも兼ねたサービスです。
家事援助	買物や掃除、調理、洗濯等の日常生活で必要な家事を支援するサービスです。
交流の場・通りの場	住民やNPO団体等様々な主体によるミニデイサービスやコミュニケーション等の交流の場、運動・栄養・口腔ケア等の専門職が関与する教室を開催しているサービスです。
介護者支援	介護をしている家族の集いいや介護サービスを利用している方の状態維持・改善に向けた知識・技術の教室等であり、介護をする方を支援するサービスです。
外出支援	通院や買い物等が一人では困難な方へ移動支援を行うサービスです。
多機能型拠点	スーパー・コンビニ、飲食店等に介護の相談窓口、サロンや体操教室等多様なサービスを組み合わせたサービスです。
その他市町村が適当と認めるサービス	上記には該当しないサービスです。

※情報公表システムの付加的な活用

- 平成27年度から地域支援事業に位置づけられた在宅医療・介護連携推進事業において、地域の医療機関、介護事業者等の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、マップ又はリストを作成し、地域の医療・介護資源の把握を行う取組が開始されている。
- 取組に当たっては、必ずしも市町村が独自にシステム等を構築しながら、情報公表システムを活用できるように工夫することは、介護サービス、生活支援等サービスとともに、在宅医療に係る地域資源を一地域の住民に対しては、介護サービス、生活支援等サービスと一緒に情報発信することが可能となる。

(地域の医療・介護の資源の把握)



(項目例)

公表項目(例)	訪問診療	歯科訪問診療	訪問看護指導
名称、所在地、電話番号、診療科目、休診日、診療時間、休診時間、休診日、診療科目、訪問可能なエリア、その他			
名称、所在地、電話番号、診療科目、訪問可能なエリア、その他			